

# 工事入札心得

最終改正 平成30年10月1日

## (趣旨)

第1 福井市が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、福井市財務会計規則(昭和39年福井市規則第11号。以下同じ。)及び福井市工事執行規則(平成8年福井市規則第40号。)その他法令に定めるもののほか、福井市財務会計規則第100条第12号に定める入札の条件として、この心得を遵守しなければならない(福井市電子入札システムにより実施する入札を除く。)

## (入札参加資格)

第2 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合は、競争入札に参加する資格がないものとする。

## (入札保証金)

第3 入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納めなければならない。ただし、福井市財務会計規則第93条の規定のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

## (公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札執行前に談合情報があり、当該情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、落札者決定を保留する場合がある。

4 落札者決定後に談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を保留する場合がある。

## (入札)

第5 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

2 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、次の者に入札の行為を委任し、又は入札の代理人とすることはできない。

(1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者

(2) 法人企業の場合は、その役員及び使用人以外の者

(3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札参加者を代表するに足りると認められた以外の者

(4) 当該入札に対する他の入札参加者又は入札代理人

4 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)が入札参加者の場合は、当該企業体の代表者が当該企業体を代表して入札すること。

## (入札の中止等)

第6 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札において、事故(天災・地変その他やむをえない事由)が生じたときは、入札を延期し、又は中止する場合がある。

3 入札の中止等により損害が生じた場合は、市は一切の賠償の責を負わない。

## (入札の辞退)

第7 入札参加資格の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入

札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により入札参加者が 2 者未満になったときは、入札の執行を中止する（一般競争入札を除く。）

#### （入札書の書換え等の禁止）

第 8 入札を行った者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### （開札）

第 9 開札は入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札をした者を立ち合わせて行う。

#### （入札の無効）

第 10 福井市財務会計規則第 100 条各号に該当する入札を行った者は、無効とする。

#### （落札者）

第 11 入札を行った者のうち、福井市財務会計規則第 96 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより落札者を決定するものとする。

(1) 福井市建設工事等に関する事務取扱要綱（平成 10 年告示第 37 号の 1）第 10 条の規定に基づき調査基準価格を事前に定め、落札候補者となるべき者の入札価格が当該調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、福井市低入札価格調査実施要綱（平成 30 年告示第 177 号）に基づく調査を行い、落札者を決定するものとする。

(2) 福井市財務会計規則第 96 条の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項第 1 号の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

#### （再度の入札）

第 12 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて 2 回を限度とする。

2 福井市財務会計規則第 96 条の規定に基づく最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できない。

3 本心得第 10 に規定する無効入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

#### （くじによる落札者の決定）

第 13 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### （入札結果の通知）

第 14 開札をした場合において、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。

### **（契約保証金）**

第 15 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約締結時に納付しなければならない。ただし、福井市財務会計規則第 112 条の 2 の規定に基づく担保の提供があった場合又は第 113 条の規定に該当する場合は、納付を要しない。

### **（契約の締結）**

第 16 落札日の翌日から起算して 5 日以内（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第 48 号）に定める市の休日を除く）に契約書及び別に指示する書類を作成し、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに契約が確定する。

2 契約を締結するまでに、落札者が福井市から入札参加の資格制限又は指名停止等の措置を受けた場合は契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

### **（仮契約）**

第 17 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福井市条例第 12 号）第 2 条の規定により、福井市議会の議決を必要とする契約については落札後、仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立する。

2 落札者（共同企業体にあつてはその構成員のいずれか）が議会の議決までの間に、入札参加資格の取消し若しくは停止されている場合又は指名停止等の措置を受けた場合は、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。

3 前項の規定により仮契約を締結しない場合、仮契約を解除した場合及び議会の議決が得られず契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

### **（配置予定技術者）**

第 18 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任性等の確認する必要がある場合は契約前に実施する。

2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

### **（総合評価方式競争入札）**

第 19 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により、総合評価方式による競争入札を行うときは、福井市建設工事総合評価方式競争入札実施要綱に基づくものとする。